

鹿児島地方最低賃金審議会の意見に関する公示

鹿児島労働局一般公示第 13 号

令和 7 年 10 月 29 日鹿児島地方最低賃金審議会から鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金の改正決定について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 3 項において準用する同法第 11 条第 1 項の規定に基づき、その要旨を下記のとおり公示する。

なお、鹿児島県の区域内で自動車（新車）小売業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車（新車）小売業に分類されるものに限る。）を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって、当該最低賃金の改正決定に異議があるものは、同法第 15 条第 3 項において準用する同法第 11 条第 2 項及び最低賃金法施行規則（昭和 34 年労働省令第 16 号）第 8 条の規定に基づき令和 7 年 11 月 13 日までに鹿児島労働局長あて（鹿児島市山下町 13-21）異議の内容及び理由を記載した異議申出書を提出されたい。

令和 7 年 10 月 29 日

鹿児島労働局長 永野 和則



記

鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金の改正決定に係る
鹿児島地方最低賃金審議会の意見の要旨

鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金を次のように定めること。

- 1 適用する地域
鹿児島県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で自動車（新車）小売業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車（新車）小売業に分類されるものに限る。）を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (1) 18 歳未満又は 65 歳以上の者
 - (2) 雇入れ後 6 月未満の者であって、技能習得中のもの
 - (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1 時間 1,048 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり